

■建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料

1. 住宅

【性能基準】

	面積区分 延べ面積(m ²)	認定 手数料(円)		変更認定 手数料(円)	
		適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
戸建	200未満	34,000	4,700	19,000	認定適合証添付 と同額
	200以上 ~	38,000		21,000	
共同	300未満	69,000	9,300	39,000	
	300以上 ~ 2,000未満	110,000	20,000	67,000	
	2,000以上 ~ 5,000未満	200,000	45,000	120,000	
	5,000以上 ~	280,000	80,000	180,000	

2. 非住宅

【モデル建物法】

面積区分 延べ面積(m ²)	認定 手数料(円)		変更認定 手数料(円)	
	適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
300未満	87,000	9,300	48,000	認定適合証添付 と同額
300以上 ~ 2,000未満	150,000	27,000	86,000	
2,000以上 ~ 5,000未満	240,000	80,000	160,000	
5,000以上 ~ 10,000未満	310,000	130,000	220,000	
10,000以上 ~ 25,000未満	370,000	160,000	260,000	
25,000以上 ~	430,000	200,000	320,000	

【標準入力法・主要室入力法】

面積区分 延べ面積(m ²)	認定 手数料(円)		変更認定 手数料(円)	
	適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
300未満	230,000	9,300	120,000	認定適合証添付 と同額
300以上 ~ 2,000未満	370,000	27,000	200,000	
2,000以上 ~ 5,000未満	520,000	80,000	300,000	
5,000以上 ~ 10,000未満	640,000	130,000	390,000	
10,000以上 ~ 25,000未満	760,000	160,000	460,000	
25,000以上 ~	870,000	200,000	530,000	

3. 複合建築物の場合

上記、住宅に定める金額と非住宅に定める金額を合計した金額とする。

(詳細については、野々海市産業建設部建築住宅課建築指導係までご確認ください。)

※ 認定申請に併せて、建築基準関係規定の適合審査を申し出るときは、上記の金額に、建築確認申請に係る手数料相当額を加えた金額とする。

■建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請の手数料

1. 住宅

【性能基準】

	面積区分 延べ面積 (㎡)	認定 手数料(円)	
		適合証添付しない	適合証添付する
戸建	200未満	34,000	4,700
	200以上 ~	38,000	
共同	300未満	69,000	9,300
	300以上 ~ 2,000未満	110,000	20,000
	2,000以上 ~ 5,000未満	200,000	45,000
	5,000以上 ~	280,000	80,000

【仕様基準】

	面積区分 延べ面積 (㎡)	認定 手数料(円)	
		適合証添付しない	適合証添付する
戸建	200未満	17,000	4,700
	200以上 ~	19,000	
共同	300未満	33,000	9,300
	300以上 ~ 2,000未満	57,000	20,000
	2,000以上 ~ 5,000未満	100,000	45,000
	5,000以上 ~	160,000	80,000

2. 非住宅

【モデル建物法】

面積区分 延べ面積 (㎡)	認定 手数料(円)	
	適合証添付しない	適合証添付する
300未満	87,000	9,300
300以上 ~ 2,000未満	150,000	27,000
2,000以上 ~ 5,000未満	240,000	80,000
5,000以上 ~ 10,000未満	310,000	130,000
10,000以上 ~ 25,000未満	370,000	160,000
25,000以上 ~	430,000	200,000

【標準入力法・主要室入力法】

面積区分 延べ面積 (㎡)	認定 手数料(円)	
	適合証添付しない	適合証添付する
300未満	230,000	9,300
300以上 ~ 2,000未満	370,000	27,000
2,000以上 ~ 5,000未満	520,000	80,000
5,000以上 ~ 10,000未満	640,000	130,000
10,000以上 ~ 25,000未満	760,000	160,000
25,000以上 ~	870,000	200,000

3. 複合建築物の場合

上記、住宅に定める金額と非住宅に定める金額を合計した金額とする。

(詳細については、野々市市産業建設部建築住宅課建築指導係までご確認ください。)